

科目名	<b>行政法総論</b>	科目分類	■専門科目群 □総合科目群		
			法律学科	□必修 ■選択	
			国際学科	□必修 ■選択	
英文表記	General part of administrative law	開講年次	□1年 ■2年 □3年 □4年		
		開講期間	□前期 □後期 ■通年 □集中		
ふりがな	さとう ひろし	実務家教員担当科目		修得単位	4単位
担当者名	<b>佐藤 寛稔</b>	実施方法	■対面のみ □遠隔のみ □対面・遠隔併用		
授業のテーマ	行政作用法・行政組織法の基本的な枠組みを理解し、主要な行政判例を読み込みます。				
到達目標	行政法の基本的な用語や理論の枠組みを整理して、代表的な行政判例を理解できる。				
授業概要	行政法学において極めて重要な概念である「法律による行政」という視点から行政法を考察します。また主要な行政判例を研究することによって、具体的な行政実務についても学びます。				
授業計画					
第1回	行政法の基本構造	第17回	行政立法と「法律による行政の原理」 行政立法の種類		
第2回	行政法の一般原則	第18回	法規命令の法的性質 行政規則の法的性質		
第3回	法律による行政の原理	第19回	行政契約・行政計画		
第4回	法律による行政の原理の「例外」と「限界」	第20回	行政指導		
第5回	裁量行為	第21回	行政上の強制執行		
第6回	裁量行為に関する裁判例	第22回	行政代執行法		
第7回	行政の事前手続とその役割	第23回	間接強制・即時強制・行政調査		
第8回	行政手続法の内容	第24回	行政機関と行政機関の間の法関係 行政主体と行政主体の間の法関係		
第9回	情報公開制度	第25回	国家行政組織法		
第10回	個人情報保護制度	第26回	内閣法—内閣総理大臣と国務大臣		
第11回	「行政行為」の観念	第27回	内閣法—内閣補助部局		
第12回	行政行為の分類	第28回	公務員法—戦前の公務員と戦後の公務員		
第13回	行政行為の諸効力	第29回	公務員の任用		
第14回	行政行為の取消しと撤回	第30回	独立行政法人 その他行政を行うもの		
第15回	行政行為の瑕疵	第31回	期末試験		
第16回	中間試験	第32回			
授業時間外の学習	1. 授業前には教科書の該当箇所には必ず読んでおいてください。(1.5時間程度) 2. 講義の復習をしっかりと行ってください。特に判例はしっかりと読んでください。(1.5時間程度) 3. 日頃から新聞や行政に関するニュース記事に目を通すようにしてください。(0.5時間程度)				
履修条件 受講のルール	・「人権」「統治機構」を過去に履修していること、または、今後履修すること。 ・3年次以降に「行政法各論」を履修してください。				
テキスト	櫻井敬子 橋本博之『行政法(第6版)』(有斐閣 2019年)				
参考文献・資料	適宜プリントを配布します。				
成績評価の方法	期末試験 70% 中間試験 30% *中間試験を欠席した場合の追試験は行いません。				
オフィスアワー	火曜日 9:00~10:30 水曜日 9:00~10:30				
成績評価の基準	秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下)				

実務経験及び 実務を活かした 授業内容	
学生への メッセージ	行政法は他の法律科目と比べて学びにくい科目かもしれませんが。しかし、公法独特の思考形式を身につけられる科目としては行政法の学習がもっとも有効だと思います。将来、公務員になりたいと考えている人は是非履修してください。